

JICA 地球ひろばサテライト等の「学習用展示品」貸出要項

埼玉県立総合教育センター

1 目的

埼玉県内の公立幼・小・中・高・特別支援学校の総合的な学習の時間や社会科等、国際理解教育の学習や国際理解に関する行事等の充実を図ることを目的として、JICA 地球ひろばサテライト等の「学習用展示品」を貸し出すものとする。

2 貸出条件

- (1) 対象 埼玉県公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
- (2) 貸出期間 原則として、2週間（運搬期間を含む）を単位として、最長で1か月間とする。
- (3) 費用 利用料は無料とする。ただし、借受及び返却等の運搬費は利用者の負担とする。

3 予約

- (1) 仮予約 貸出開始日の2週間前までに、電話またはメールにて仮予約する。
仮予約は、貸出開始日の2か月前から可能とする。
 - ・担 当：企画調整担当
 - ・電 話：048-556-3319
 - ・メール：p7412211@pref.saitama.lg.jp
- (2) 予約完了 「JICA 地球ひろばサテライト等の『学習用展示品』借受申込書」（様式1）を郵送またはメール、FAXにて提出し、埼玉県立総合教育センター（以下、「総合教育センター」という）が収受した時点で予約完了とする。書類に不備がある場合、予約完了とならない場合があるため注意すること。

4 借受・返却

- (1) 借受 次のいずれかの方法により、借受けること。
 - ア 利用者が、直接総合教育センターに来所し、借受ける。
 - イ 利用者が、輸送業者に依頼し、借受ける。
- (2) 返却 次のいずれかの方法により、返却すること。なお、返却時には、「JICA 地球ひろばサテライト等の『学習用展示品』使用報告書」（様式2）を提出すること。
 - ア 利用者が、直接総合教育センターに来所し、返却する。
 - イ 利用者が、輸送業者に依頼し、返却する。

5 貸出遵守事項

- (1) 貸出展示品の引渡、維持、修理及び返納に要する費用は借受者が負担すること。
- (2) 貸出展示品は、学校長が担当者を定め管理し、その効果的使用に努めること。
- (3) 貸出展示品は、改造その他物品の現状を変更しないこと。
- (4) 貸出展示品は、転貸しないこと。
- (5) 貸出展示品は、貸出の目的以外の目的のために使用しないこと。
- (6) 貸出展示品の使用実績を記録し、返却時に「JICA 地球ひろばサテライト等の『学習用展示品』使用報告書」（様式2）により報告をすること。
- (7) 貸出展示品は、貸出期間満了の日までに指定の場所において返納すること。
- (8) 利用者が貸出条件に違反したときは、総合教育センター所長（以下、「所長」という）の指示に従って直ちに貸出展示品を返納すること。
- (9) 所長が特に必要があると認めて貸出期間満了前に返納を指示したときは、その指示に従って貸出展示品を返納すること。
- (10) 貸出展示品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに報告書（顛末書）を所長に提出し、その指示に従うこと。
- (11) 所長は、貸出展示品について随時に実地調査し、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持・管理及び返納に関して、必要な指示をすることができること。
- (12) 「JICA 地球ひろばサテライト等の『学習用展示品』借受申込書」（様式1）及び「JICA 地球ひろばサテライト等の『学習用展示品』使用報告書」（様式2）については、総合教育センターホームページからダウンロードすること。

附則

この要項は、平成27年12月1日から施行する。